

○財務省告示第二百八十七号

相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)第一条第一項第六号の規定に基づき、相続税法施行令第一条第一項第六号に規定する生命共済に係る契約を指定する等の件(昭和五十六年十月大蔵省告示第百二十五号)の一部を次のように改正し、平成十四年七月十八日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

平成十四年七月十八日

財務大臣 塩川正十郎

第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 全日本自治体労働者共済生活協同組合